

管理 No.	申098
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 福祉部 国保年金課
(賦課係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	保険料の減免
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市国民健康保険条例第21条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>保険料の減免の可否は次の基準により判断する。</p> <p>奈良市国民健康保険条例第21条 奈良市国民健康保険規則(平成30年奈良市規則第10号)第16条 奈良市国民健康保険料減免取扱要綱(平成22年4月1日告示)</p> <p>【関連条文】</p> <p>奈良市国民健康保険条例 (保険料の減免) 第21条 掲載省略</p> <p>奈良市国民健康保険規則 (保険料の猶予及び減免の申請) 第16条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を調査し、速やかに猶予又は減免の可否を決定し、その旨を国民健康保険料徴収猶予・減免決定通知書(別記第7号様式)により納付義務者に通知するものとする。</p> <p>奈良市国民健康保険料減免取扱要綱 掲載省略</p>
標準処理期間	未設定
最終更新日	平成31年3月1日更新